



青森県教育委員会規則第六号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十号警察及び第十号警察官

事項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教・養・栄
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	

を

領域	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日	教・養・栄

を

の 回 察 並 び に 子 童 の 変 化 、 教 育 政 策 の 動 向 及 び 学 校 の 内 外 に お け る 連 携 協 力 に つ い て の 理 解 に 関 す る 事 項 』 に つ い て 免 許 状 更 新 講 習 を 履 修 し た 場 合 に は 「 選 択 領 域 」 の 欄 に 、 そ れ ぞ れ 記 入 す る こ と 。

2 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

第十号警察官

事項	開設者	修了（履修）年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、		年 月 日

教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項

を

領域	開設者	修了（履修）年月日
必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選択領域		年 月 日

の 回

警 察 官 及 び 警 察 官 官 長 の 免 許 状 更 新 講 習 関 係 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

注 1 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

十 号 警 察 官 官 長 の 免 許 状 更 新 講 習 関 係 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

青 森 県 立 郷 土 館 規 則 及 び 青 森 県 教 育 職 員 免 許 状 更 新 講 習 関 係 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

平 成 二 十 八 年 四 月 一 日

青 森 県 教 育 委 員 会

青 森 県 教 育 委 員 会 会 長 岡 本 隆 一

青 森 県 立 郷 土 館 規 則 及 び 青 森 県 教 育 職 員 免 許 状 更 新 講 習 関 係 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(青森県立郷土館規則の一部改正)

第一条 青森県立郷土館規則(昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

(青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の一部改正)

第二条 青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則(平成二十一年三月青森県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県立学校管理規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則  
ここに公布する。

平成二十八年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

青森県立学校管理規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する  
規則

(青森県立学校管理規則の一部改正)

第一条 青森県立学校管理規則(昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「営利企業等に従事する場合」を「営利企業への従事等をする場合」に改める。

(指導改善研修の実施に関する規則の一部改正)

第二条 指導改善研修の実施に関する規則(平成二十年三月青森県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第九号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立黒石高等学校の項中

全日制の課程	普通科	三年
	看護科	
定時制の課程	普通科	三年以上
	看護科	

を

全日制の課程	普通科	三年
	看護科	

に改め、同表青森県立五所川原農林高等

学校の項中

食品科学科	生活科学科
-------	-------

を

食品科学科
-------

に改め、同表青森県立三本木農業高

等学校の項中

農業経済科	生活科学科
-------	-------

を

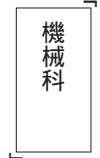
農業経済科
-------

に改め、同表青森県立むつ工業高

等学校の項中



を



に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 青森県立五所川原農林高等学校の生活科学科、青森県立三本木農業高等学校の生活科学科及び青森県立むつ工業高等学校の電子機械科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十号

青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則

青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則

青森県立少年自然の家規則（昭和四十六年七月青森県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条、第三条第二項第四号及び第四条中「少年自然の家」を「青森県立梵珠少年自然の家」に改め、第六条第二号中「所長」の下に「（青森県立種差少年自然の家）にあつては教育長。以下同じ。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二号

所 出 庁  
轄 先 内  
教 育 機 一  
機 関 般

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程（昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「金一啓」を「平野義一」に、「奈良和仁」を「三上盛一」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

所 出 庁  
轄 先 内  
教 育 機 一  
機 関 般

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「各少年自然の家」を「青森県立梵珠少年自然の家」に改める。  
第九条第二項第九号を次のように改める。

九 梵珠少年自然の家所長印

別表第一の2公印の種類欄中「少年自然の家所長印」を「梵珠少年自然の家所長印」に改める。

別表第二の(3)中種差少年自然の家の項を削る。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令(平成二十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号) 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同訓令による改正前の青森県教育委員会文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第九条第二項第十一号を次のように改める。

十一 梵珠少年自然の家所長印

別表第一の2公印の種類欄中「少年自然の家所長印」を「梵珠少年自然の家所長印」に改める。

青森県教育委員会訓令甲第四号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成十年四月青森県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「各少年自然の家」を「青森県立梵珠少年自然の家」に改め、同条第四号中「非常勤の職員にあつては、」の下に「青森県教育委員会非常勤職員及び臨時任用職員管理規程(昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号) 第四条第一号に規定する非常勤事務員及び」を加え、「(以下「再任用短時間勤務職員」という。」「を削る。

第五条第三項第三号中「健康管理」を「健康の保持増進のための措置」に改める。

第十三条第三項中「選任したときは、」の下に「当該職員の氏名を職場の見やすい

箇所に掲示する等により職員に周知するとともに、」を加える。

第十四条の見出しを「(安全衛生管理委員会等の設置)」に改め、同条第一項中「(以下「委員会」という。」「を「(以下「衛生委員会」という。」「に改め、第二項を削り、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

本庁に安全衛生管理委員会を置く。  
第十四条の次に次の一条を加える。

(所掌事務)

第十四条の二 安全衛生管理委員会は、本庁、出先機関及び教育機関における次に掲げる事項を総合的に調査審議するものとする。

- 一 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項

2 衛生委員会は、当該所属所における前項各号に掲げる事項のうち衛生に関する事項を調査審議し、総括安全衛生管理責任者に意見を述べることが出来る。

第十五条の見出し中「等」を削り、同条第一項中「委員会」を「衛生委員会」に改め、第二項を削り、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

安全衛生管理委員会の委員は、八人以上とし、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 総括安全衛生管理責任者
- 二 嘱託産業医
- 三 職員で安全衛生管理事項について関連を有する職にある者
- 四 職員で安全衛生管理事項について経験を有する者

第十五条の次に次の四条を加える。

(委員の選任)

第十五条の二 前条第一項第三号及び第四号に掲げる者である委員は教育長が、同条第二項第四号及び第五号に掲げる者である委員は当該所属長が選任するものとする。

(委員の任期)

第十五条の三 第十五条第一項第三号及び第四号並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる者である委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

(議長)

第十五条の四 安全衛生管理委員会及び衛生委員会(以下「委員会」という。)(議

長は、安全衛生管理委員会にあつては総括安全衛生管理責任者、衛生委員会にあつては当該所屬長がなるものとする。

( 招 集 )

第十五条の五 委員会は、議長が必要と認めるときに招集する。

第十六条第一項を次のように改める。

議長は、必要があると認めるとき、又は委員の請求があつたときは、議事に関係のある職員の出席を求めることができる。

第十六条第二項中「所屬長」を「議長」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 前二項に規定するもののほか、委員会の運営方法について必要な事項は、委員会が定める。

第十七条第一項中「委員会の委員」を「衛生委員会の委員」に改め、同条第二項中「所屬長」を「衛生委員会の議長」に改める。

第二十一条第一項中「再任用短時間勤務職員及び」を削る。

第一号様式中「㊟」を「㊟」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「若しくは教育長の承認を得て当該課長が指定する課長相当職の職員（グループ又は課内に属さない職員に限る。）」を「（室長代理を含む。第八条

の二を除き、以下同じ。）」に、「文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室長及び

高等学校教育改革推進室副参事」を「スポーツ健康課国体準備室長及び文化財保護課

三内丸山遺跡保存活用推進室長並びに高等学校教育改革推進室兼務の総括主幹」に、

「以下同じ」を「第八条の二を除き、以下同じ」に改める。

第四条第二項中「少年自然の家」を「梵珠少年自然の家」に改める。

第八条の二第一項中「高等学校教育改革推進室副参事を除く」を「学校教育課特別

支援教育推進室長、スポーツ健康課国体準備室長及び文化財保護課三内丸山遺跡保存

活用推進室長を含む」に改める。

第八条の三中「あらかじめ教育長の承認を得て高等学校教育改革推進室長が指定する職員」を「室長代理」に改め、同条に次の一項を加える。

2 高等学校教育改革推進室長及び室長代理がとも不在のときは、あらかじめ教育長の承認を得て高等学校教育改革推進室長が指定する職員がその事務を代決する。

第十一条第一項中「（高等学校教育改革推進室に置く総括主幹を含む。）」を削り、

同条第四項中「少年自然の家」を「梵珠少年自然の家」に改める。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

別表第四少年自然の家の項を次のように改める。

少年自然の家	梵珠少年自然の家の利用に関すること。
--------	--------------------

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（営利企業への従事等）」に改め、同条中「営利企業等の従事許可を」を「営利企業への従事等に係る許可を」に、「営利企業等の従事許可願」を「営利企業への従事等許可願」に改める。

第四号様式中「営利企業等の従事許可願」を「営利企業への従事等許可願」に、「に従事すること」を「への従事等」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

青 森 県 教 育 委 員 会

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程（昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二の見出しを「（営利企業への従事等）」に改め、同条第一項中「営利企業等に従事する」を「営利企業への従事等をする」に改める。  
様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第2案関係）

職員採用志願者健康診査表

氏名	性別	生年月日	昭和・平成 年 月 日生（歳）
住所	住所	住所	住所
既往症	貧血検査	血圧 (mmHg)	～
自覚症状 他覚症状	赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )	血中脂質検査	
	G O T (IU/l)	LDL-コレステロール (mg/dl)	
	G P T (IU/l)	HDL-コレステロール (mg/dl)	
	γ-G T P (IU/l)	血清リゾリチン (mg/dl)	
身長 (cm)		血糖検査 (mg/dl)	
体重 (kg)		尿検査	糖 白
腹 囲		心電図検査	
視 力	右 ( )		
	左 ( )		
聴 力	右 1000Hz 所見なし 所見あり		
	4000Hz 所見なし 所見あり		
	左 1000Hz 所見なし 所見あり		
	4000Hz 所見なし 所見あり		
胸部 X線写真 所見	直接間接 (撮影 年 月 日) No. _____	医師の診断	1. 健康 2. 要観察 3. 要精検 4. 要治療 ( ) 5. その他 ( )
	異常なし	医師の意見	1. 就業の可否 (1) 通常勤務に耐える (2) 軽度の勤務には支障ない (3) 就業に支障あり 2. 就業上の注意事項
	異常あり		

上記のとおり診断します。

平成 年 月 日 医療機関名

医師

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

様式第十九号の二中「営利企業等に従事する」を「営利企業への従事等をする」に、「営利企業に従事したい」を「営利企業への従事等をしたい」に改める。  
 様式第十九号の三中「営利企業等の従事許可」を「営利企業への従事等許可」に改める。

附 則


この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会告示第二号

平成二十八年三月三十一日次の表に掲げる公印を廃止したので、青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）第十一条の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

青森県教育委員会

公 印 の 名 称	公 印 の 印 影
青森県立種差少年自然の家所長 印	

(発行所・発行人)  
 青森市長島一丁目一番一  
 青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
 青森市第一問屋町一丁目番七  
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
 定価小口一枚二付十五円四十四銭